

8 在宅療養の推進

ビジョン・目標	②安心して暮らし続けられる 【②-4】医療が必要になっても自宅で暮らせる	目標設定するに 至った 現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療と介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、区市町村における在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりが必要 ○ 入院患者の円滑な在宅療養生活への移行に向けて、入院時（前）から、入院医療機関とかかりつけ医、介護支援専門員等の地域の医療介護関係者が連携した入退院支援が必要 ○ 訪問看護ステーションは小規模事業所の割合が高く、休廃止する事業所も多い等、利用者への影響が懸念される。事業所の規模を拡大するためには看護職の定着が課題
参考指標 (アウトカム指標)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療を受けた患者数 ・在宅看取り（ターミナルケア）を受けた患者数 ・入退院支援を実施している診療所数・病院数 		

目標に向けた取組	指標 (プロセス指標)	令和3年度		令和4年度		令和5年度		参考資料
		実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価のポイント	
事項1 訪問診療等を実施していない診療所医師等に対し、在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナー等を開催 (関連する取組) ・在宅医療参入促進事業	2回 (各年度)	動画配信 (ログイン102件) 意見交換会(WEB開催・7名) 同行研修(4件)	<自己評価> 動画配信のセミナー参加人数に対して、意見交換会及び同行研修の参加人数が極端に少ないため、実施形態及び内容について次年度以降検討が必要である。 <今後の取組方針> 引き続き在宅医療への参入促進に取り組むとともに、地域におけるかかりつけ医と在宅医との連携や在宅医療の機能分化等、仕組みづくりを促進していく。 ・令和4年度目標：セミナー2回、計160名					別紙7-13
事項2 医療機関における入退院支援に取り組む人材を育成・確保するとともに、入退院時における地域との連携を一層強化するための研修を実施 (関連する取組) ・入退院時連携強化事業	4回 (各年度)	3回(1回3日間・計525名)	<自己評価> 非常に多くの応募がある一方で、グループワークを含む内容であるため、参加枠を大幅に増やすことは困難である。補助事業とも連動する研修であることから、参加枠を上回る応募があった場合は、未受講者を優先する等、今後調整が必要となる。 <今後の取組方針> ・入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携の強化に取り組むとともに、在宅療養患者の入退院時における地域と病院及び病院間における連携強化、情報共有について、更なる充実を図っていく。					別紙7-14
事項3 要介護高齢者等の在宅療養生活において重要な役割を担う訪問看護サービスの安定的な供給のため、訪問看護ステーション管理者等向け研修を実施 (関連する取組) ・訪問看護ステーション等の管理者・指導者育成事業	4コース (各年度)	4コース	<自己評価> ・本研修を4コース実施し、合計で246人が研修を修了した。 ・オンラインの活用により、コロナ禍においても受講しやすい環境を整えた。 <今後の取組方針> ・引き続き研修を実施し、訪問看護ステーションの管理者及び指導者の育成を図っていく。					別紙7-15

目的

在宅医療等の大幅な需要が見込まれる中で、訪問診療等を実施していない診療所医師及び看護師等に対する在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナーを開催し、在宅医療への参入促進を図る。

実施概要

- (1)対象者
訪問診療等を実施していない診療所医師及び看護師等
- (2)形式
講義、グループワーク等
- (3)カリキュラム内容
 - 在宅医の役割や取組、地域における多職種等の連携
 - 24時間診療体制の確保等、実践している好事例・先駆的な事例の発表
 - 経験年数の長い在宅医と新たに在宅医療に携わることを考えている医師(参加者)とのディスカッション など
- (4)開催回数
年1回
- (5)実施規模
4年間計 500名程度

予算額

9,771千円

事業期間

平成30年度～令和5年度

カリキュラム

実施内容	テーマ	具体的内容
講演	在宅医療について	<カリキュラム内容> ○在宅医療について 地域における在宅医の役割、在宅療養に関わる多職種との連携や在宅療養を取り巻く社会状況を学ぶ。
	在宅医療の現場を紹介	○在宅医療の現場を紹介 在宅医療の現場や、バックアップ体制を説明し、在宅医療参入への不安を払拭する。
リレートーク	在宅医療における多職種連携	○在宅医療における多職種連携 在宅医療に関わる様々な職種から、連携の事例や工夫を紹介し、連携のイメージを具体的なイメージを掴む。
意見交換会		訪問診療等に参入するにあたっての不安を解消できるよう、実績のある在宅医との意見交換会を実施。
同行研修		参加者が在宅医の訪問診療に同行し、実際の現場を体験する。

※ 地域において在宅医療に関する取組実施の参考としていただくため、区市町村職員も参加可能（同行研修を除く）

【目標値の推移】訪問診療を実施している診療所・病院数

(平成28年度診療分)2,366所 ⇒ (平成29年度診療分)2,316所 ⇒ (平成30年度診療分)2,399所 ⇒ (令和元年度診療分)2,410所 ⇒ 2,451所(令和2年度診療分)

※出典：厚生労働省「医療計画作成支援データブック」(在宅患者訪問診療料を算定した診療所数及び病院数)

入退院時連携強化研修

目的

入退院時における入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連携・情報共有の一層の強化に向け、実践的な研修を実施する。

【研修概要】

○入退院時連携強化研修

(1) 研修対象機関

病院、診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、区市町村在宅療養支援窓口、老人保健施設 等

(2) 開催回数

年3回(平成30年度は年2回、令和元年度は年4回、令和2年度及び令和3年度は年3回)

(3) 実施規模

○660名

(4) カリキュラム内容

○講義

- ・院内の入退院支援のしくみづくりについて
- ・入退院支援の各段階における支援について
- ・病院と地域の医療・介護関係者の情報共有・連携について など

○グループワーク

- ・入退院支援の実践例、病院と地域の連携の課題、困難事例への対応 など

予算額

28,841千円

事業期間

平成30年度から令和4年度まで

入退院時連携支援事業（補助金）

目的

入退院支援に取り組む看護師又は社会福祉士等の配置に必要な人件費を補助し、医療機関における入退院支援体制の充実を図るとともに、病院と地域の医療・介護関係者との連携を支援する。

【補助概要】

(1) 対象経費

入退院支援に取り組む看護師又は社会福祉士等の配置に必要な人件費

(2) 補助基準額

上限1名 1人当たり3,600千円

〔補助率〕

補助要件①～③を満たす病院:1/2、補助要件①～⑤を満たす病院:3/4

(3) 補助対象

都内200床未満の病院のうち入退院支援加算1を取得していない病院(ただし、精神病床のみの病院、独立行政法人、市町村立病院、都立病院などは除く)

(4) 補助要件

- ①入院調整体制の強化に取り組むこと
例:病院の入院調整を含めた退院支援ルール作成
入院時における地域の多職種(ケアマネ等)との連携
- ②入退院支援担当者を中心に、在宅療養移行支援や地域における医療と介護の連携などに取り組むこと
- ③在宅療養患者の病状変化時における受入体制の確保に努めること
- ④在宅療養患者の受入れについて、3月で9人以上の実績があること
- ⑤多職種連携システムを活用して、地域の医療・介護関係者との情報共有に取り組むこと

予算額

190,800千円

事業期間

平成30年度から令和4年度まで

【目標値の推移】・退院支援を実施している診療所数・病院数

(平成28年度診療分)255所 ⇒ (平成29年度診療分)254所 ⇒ (平成30年度診療分)267所 ⇒ (令和元年度診療分)253所 ⇒ (令和2年度診療分)253所

※出典:「医療計画作成支援データブック」厚生労働省(退院支援加算を算定した診療所数及び病院数)

●訪問看護ステーションに対する補助金制度

1 認定看護師資格取得支援事業

…訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア分野の認定看護師資格取得への支援
ステーションが経費を負担し(一部を負担する場合も可)、勤務する職員に認定看護師の資格を取得させる場合に、ステーションが負担する経費の1/2を助成します。

【補助対象経費】 入学金、受講料、教育課程受講期間中の給与費等、認定看護師認定審査料

※ 今年度新たに申請対象となるのは、令和4年度に受験し、令和5年度に教育課程を受講する計画です。

2 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業

ステーションが、訪問看護師の勤務環境の向上や定着を促進するため、一定の条件のもと、常勤の職員が研修受講や産休・育休・介護休業等を取得する際の代替職員の雇用経費を助成します。

【補助対象経費】 代替職員の給与費、交通費 (※研修代替のみ)

対象: 常勤換算7人未満のステーション

3 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

事務職員の配置がないステーションが、看護職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するために、あらかじめ定めた計画に基づいて、新たに事務職員を雇用する場合、事務職員の雇用経費を助成します。

【補助対象経費】 事務職員の給与費、交通費



本補助金は、あらかじめ東京都へ事業計画を提出した上での、新たな事務職員の雇用が対象となります。したがって、計画の提出前に既に雇用している事務職員に係る経費は補助対象となりません。

対象: 事務職員未配置のステーション
※開設後、1年以内に事務職を配置するステーション
ただし令和2年度当該補助金受給事業所も一部対象

4 新任訪問看護師育成支援事業

訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行うステーションに対し、教育体制の強化を図るため、育成に要する経費を助成します。

【補助対象経費】 雇用する看護職員の給与費、外部研修受講経費



新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。

対象となるステーションの主な要件(詳細は東京都ホームページをご確認ください。)
・ 管理者・指導者育成事業の「**育成定着推進コース**」を修了(当年度修了可)
・ 開設後1年以上が経過している
・ R3年度中にターミナルケア加算等の請求実績がある

●その他の事業(研修・講演会等)

別紙7-15

5 東京都訪問看護教育ステーション事業 … 都内13か所で実施します

都の指定する『教育ステーション』が、地域のステーションから研修生を受け入れ、同行訪問や勉強会を行うなどし、地域の小規模なステーションの人材育成や地域連携強化等を支援します。

主な取組内容

- 訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等)
- 地域の医療機関等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修
- 訪問看護師確保のための取組(就業相談や人材育成の相談等)
- 訪問看護師の育成・定着や地域連携の強化に関する取組(勉強会や合同カンファレンス等)
- 地域の訪問介護事業所との間での同行訪問等による研修(介護医療連携研修)
※都内3か所で実施予定

6 管理者・指導者育成事業 … 管理者・指導者向けの研修を実施します

ステーションの管理者・指導者向けの研修を実施し、管理者・指導者を育成するとともに管理者同士のネットワーク構築を支援します。

※本研修は、東京都が『東京都福祉保健財団』に委託して実施します。

○ 訪問看護ステーション管理者・指導者育成研修

コース	対象	備考
基礎実務コース	新たに管理者・指導者となった方等	都内すべてのステーションの管理者・指導者の方の受講を推奨しています。
経営安定コース	管理者の経験が浅い方等	
育成定着推進コース	人材育成等について学びたい管理者・指導者	

○ 看護小規模多機能型居宅介護実務研修

[対象] 看多機の開設を検討している訪問看護ステーション管理者、看多機管理者等

7 訪問看護人材確保事業 … 看護師・看護学生向けの講演会等を実施します

訪問看護師を目指す看護職・学生等に対して、訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRすることで、訪問看護の人材確保を図るため、講演会等を開催します。

※本研修は、東京都が『東京都看護協会』に委託して実施します。

※ 上記は概要であり、補助金の利用にあたっては、各事業ごとに一定の要件があります。詳細は東京都ホームページをご確認ください。

24

訪問看護推進総合事業

東京都
ホームページ

訪問看護ステーションに関する各事業の内容や最新情報をご案内しております。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/>



訪問看護OJTマニュアル

同行訪問による指導や支援の実践方法を中心とし、比較的規模の小さいステーションでも取り組みやすいOJTの手法をまとめたマニュアルです。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/ojtmニュアル.html>

